



「災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定」を締結

岐阜県管設備工業協同組合（渡邊松雄理事長）とキャタピラーウエストジャパン（本社：大阪府茨城市・添田美智男取締役社長）は3月21日、管設備会館で災害時のレンタル機材の提供に関する協定を締結した。

岐阜県内に地震災害、風水害等の災害が発生時、又は発生する恐れのある場合に、キャタピラーウエストジャパン株式会社が保有する「油圧シャベル、整地・運搬・積込機械、油圧ブレーカー、その他の機材」を、組合及び組合傘下の企業に貸し出すことにより、被害の拡大防止と被災施設等の早期復旧を図ることを目的とする。

協定締結式には組合から渡邊理事長と荒川晶一技術推進・防災委員長、キャタピラー社から川瀬峰和執行役員岐阜本店長と橋下 聡西濃支店長らが出席した。

渡邊理事長は「近い将来予想される「東海・東南海地震等」が発生した後の、復旧をすばやくするためにも、こうした協定は有効であります。復旧工事の発注は市町村等事業体主導ではありますが、こうした準備を整えることにより、結果的には、住民の方々のライフラインである水道をすばやく復旧させて、行政・水道業者などへの信頼を高めることにつながると考えております。」と挨拶した。

協定締結期間は1年間で、以降1年ごとに更新していく予定となっている。

なお、組合では岐阜県と平成15年1月24日に「災害時における応急復旧の応援に関する協定」を締結している。



協定締結式での渡邊理事長（左）と川瀬キャタピラーウエストジャパン(株)執行役員岐阜本店長

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

岐阜県管設備工業協同組合(以下「甲」という。)とキャタピラーウエストジャパン株式会社(以下「乙」という。)は、地震等の災害時におけるレンタル機材の供給に関して次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、岐阜県内に地震災害、風水害等の災害が発生時、又は、発生する恐れがある場合(以下「災害時」という。)に、乙が保有する油圧シャベル、整地・運搬・積込機械、油圧ブレーカー、その他のレンタル機材(以下「機材」という。)を甲に提供することについて定め、もって被害の拡大防止と被災施設等の早期復旧を図ることを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、災害時において被害の拡大が予想されると認めるときは、乙に対し、乙の保有する供給が可能な機材の提供等を要請することができる。

2 乙は、前項の協力に対応するため、機材の供給可能な体制を保持するよう努めるものとする。

(要請の手続)

第3条 甲は、前条の要請を行うときは、機材提供要請書(別紙)を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに機材提供要請書を乙に提出するものとする。

(機材の運搬、引渡し)

第4条 レンタル機材の引渡場所、運搬経路は、甲乙協議のうえ決定するものとし、引渡場所までの機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が国難な場合は、甲又は、甲の指定する者が行うものとする。

2 乙は、機材の運搬に当たり、道路の不通等により提供及び運搬に支障が生じた場合は、その対策について甲と協議するものとする。

3 甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し機材を確認の上、引き取るものとする。

4 甲は、前項による引取りを甲の指定する者に代行させることができる。

(費用の負担)

第5条 甲は、機材の提供及び運搬に必要な費用を負担するものとし、その額は、乙が通常貸貸している価格により算出した額とする。

(協定の有効期限)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも申し出が無い場合は、協定期間を1年間延長するものとし、以後についてもこの例によるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成24年3月21日

甲 岐阜県岐阜市祈年町8-7
岐阜県管設備工業協同組合
理事長 渡邊松雄 印

乙 岐阜県各務原市各務おがせ町9-415
キャタピラーウエストジャパン株式会社
岐阜本店
執行役員岐阜本店長 川瀬峰和 印